



平成 29 年 1 月 27 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 日 本 ア ク ア  
(コード 1429 : マザーズ)  
住 所 東 京 都 港 区 港 南 2-16-2  
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 中 村 文 隆  
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 長 佐 藤 昌 司  
(TEL 03-5463-1117)

### 特許庁からの無効審判審決に関するお知らせ

当社が、倉敷紡績株式会社を被請求人として請求しておりました「断熱構造」の特許無効審判において、特許庁から、平成 29 年 1 月 26 日、倉敷紡績株式会社の特許を無効とする審決が送付されましたので、下記のとおりお知らせ致します。

本件は、倉敷紡績株式会社が、当時すでに建築現場で実用化されていたウレタンを使用した現場発泡の吹付け工法における「断熱構造」について特許を出願・取得し、その事実を当社の顧客や営業活動先に告知してきたことに対し、当社は当該特許の無効審判を特許庁に請求し、審判の結果、特許無効の審決が下ったものであります。

### 記

#### 1. 無効審判

(1) 無効審判の表示 請求人 当社  
被請求人 倉敷紡績株式会社  
特許-第4919449号特許無効審判事件

(2) 無効審判の結論  
特許第4919449号の請求項 1 ないし 3 に係る発明についての特許を無効とする。  
審判費用は、被請求人の負担とする。

#### 2. 経緯

平成 27 年 11 月 26 日	当社は、倉敷紡績株式会社が平成 16 年 8 月 23 日に出願し、平成 24 年 2 月 10 日に登録を受けた上記特許第 4919449 号（発明の名称「断熱構造」）に係る発明は、出願前にすでに公知であったか又は公知の技術から容易に想到しえたとして、特許の無効審判を請求。
平成 28 年 8 月 18 日	特許庁から特許を無効とする旨の審決の予告がなされる。
平成 28 年 10 月 27 日	倉敷紡績株式会社から訂正請求書が提出される。
平成 29 年 1 月 18 日	特許庁から、倉敷紡績株式会社の訂正の請求を認める旨及び第 4919449 号の請求項 1 ないし 3 に係る発明についての特許を無効とする旨の審決が下る。

#### 3. 業績への影響

本件に関して、業績への影響はありません。

以上